

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人グロ一定款（以下「定款」という。）第21条に基づき
役員報酬及び費用弁償について定める。

(役員定義と適用範囲)

第2条 この規程において役員とは、定款第5条第1項に規定する理事及び監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の決定方法)

第3条 各役員報酬は報酬総額の範囲内において評議員会で決定された額とする。

(役員報酬の決定基準)

第4条 役員報酬は、次の事項を参考に決定する。

(1) 職員給与とのバランス

(2) 経営状況

(常勤役員報酬算定)

第5条 常勤役員報酬は、原則として職員給与の最高額を基準とし、その1.5倍の範囲
内で決定する。

(非常勤役員報酬算定)

第6条 非常勤役員報酬については、法人への貢献度および社会的地位、就任の事情
などを考慮して決定する。

(役員報酬の構成)

第7条 常勤役員報酬は、原則として役員報酬のみとする。

2 役員が職員職務を兼務しているときは、役員報酬と職員給与に分けて支給する場合
がある。

(役員報酬の改訂)

第8条 役員報酬は、法人の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮
し、原則として毎年度見直しを行う。

(役員報酬の減額措置)

第9条 法人の経営状況その他の理由により役員報酬の減額措置を講じることがある。

(休職時の取扱い)

第10条 病気療養などの事情により、やむを得ず長期休職中の役員報酬は、原則と
して、その任期中は原則、減額せずに支給する。

第3章 費用弁償

(費用)

第11条 費用とは、役員の職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）（以下「旅費等」という。）をいう。

(費用の弁償)

第12条 常勤役員の出張に要する旅費等は、社会福祉法人グロー旅費規程（以下「旅費規程」という。）に準じて所要額を支給することができる。

2 非常勤役員の理事会・評議員会及び監事監査（以下「理事会等」という。）出席に要する旅費等は、旅費規程に準じて所要額を支給することができる。

3 旅費等は、必要の都度支払うものとする。

3 社会福祉法人グロー理事長（以下「理事長」という。）が、必要と認めた場合、旅費等は前もって支払うことができる。

第4章 支払方法等

(通勤手当)

第13条 常勤役員の通勤にかかる費用は「社会福祉法人グロー就業規則」に準じて支給する。

(支払方法)

第14条 常勤役員の報酬は年額で設定し、本人が指定する本人名義の銀行口座へ月ごとに振り込むことによって支給する。

2 非常勤役員の報酬は、理事会等終了後、本人が指定する本人名義の銀行口座へ振り込むことによって支給する。

3 費用弁償は、本人が指定する本人名義の銀行口座へ振り込むことによって支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、通貨で支払うことができる。

(控除)

第15条 役員報酬からは、次のものを控除する。

(1) 所得税、住民税

(2) 社会保険料

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。